

③今回の広域化にかかる法改正について

消防組織法抜粋(平成18年6月14日改正)

十二 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づきその権限に属する事項(都道府県の航空消防隊)

第三十条 前条に規定するもののほか、都道府県は、その区域内の市町村の長の要請に応じ、航空機を用いて、当該市町村の消防を支援することができる。
2 都道府県知事及び市町村長は、前項の規定に基づく市町村の消防の支援に関して協定することができる。
3 都道府県知事は、第一項の規定に基づく市町村の消防の支援のため、都道府県の規則で定めるところにより、航空消防隊を設けるものとする。

第四章 市町村の消防の広域化

(市町村の消防の広域化)
第三十一条 市町村の消防の広域化(二以上の市町村が消防事務(消防団の事務を除く。以下この条において同じ。)を共同して処理することとする)又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。以下この章において同じ。は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行われなければならない。
(基本指針)

第三十二条 消防庁長官は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するとともに市町村の消防の広域化が行われた後の消防(以下「広域化後の消防」という。)の円滑な運営を確保するための基本的な指針(次項及び次条第一項において「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
二 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間
三 次条第二項第三号及び第四号に掲げる事項に関する基準
四 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
五 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

(推進計画及び都道府県知事の関与等)
第三十三条 都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村

を対象として、当該都道府県における自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画(以下この条において「推進計画」という。)を定めるものとする。
2 推進計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
二 市町村の消防の現況及び将来の見通し
三 前号の現況及び将来の見通しを勘案して、推進する必要があると認める自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村(以下「広域化対象市町村」という。)の組合せ

四 前号の組合せに基づく自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項
五 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
六 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

3 都道府県は、推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。
4 都道府県知事は、広域化対象市町村の全部又は一部から求めがあつたときは、市町村相互間における必要な調整を行うものとする。
5 都道府県知事が、第三十八条の規定により、広域化対象市町村に対し、市町村の消防の広域化に関する協議の推進に必要措置を講じなければならない旨を勧告したときは、当該広域化対象市町村は、当該勧告に基づいて講じた措置について、都道府県知事に報告しなければならない。

6 都道府県知事は、市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、この法律に定めるもののほか、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。
(広域消防運営計画)
第三十四条 広域化対象市町村は、市町村の消防の広域化を行うおとすときは、その協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画(以下この条及び次条第二項において「広域消防運営計画」という。)を作成するものとする。

2 広域消防運営計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針
二 消防本部の位置及び名称
三 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

3 広域化対象市町村が、広域消防運営計画を作成するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二第一項の規定により協議会を設ける場合にあつては、当該協議会には、同法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員又は学識経験を有する者を当該協議会の会長又は委員として加えることができる。
(国の援助等)
第三十五条 国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、この法律に定めるもののほか、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

2 広域化対象市町村が第三十三条第二項第三号の組合せに基づき市町村の消防の広域化を行った場合において、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該広域化対象市町村の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

第五章 各機関相互間の関係等

(市町村の消防と消防庁長官等の管理との関係)
第三十六条 市町村の消防は、消防庁長官又は都道府県知事の运营管理又は行政管理に服することはない。
(消防庁長官の助言、勧告及び指導)
第三十七条 消防庁長官は、必要に応じ、消防に関する事項について都道府県又は市町村に対して助言を与え、勧告し、又は指導を行うことができる。

(都道府県知事の助言、指導及び助言)
第三十八条 都道府県知事は、必要に応じ、消防に関する事項について市町村に対して助言し、指導し、又は助言を与えることができる。この場合における助言、指導及び助言は、消防庁長官の行う助言、指導及び助言の趣旨に沿うものでなければならない。

(市町村の消防の相互の応援)
第三十九条 市町村は、必要に応じ、消防に関し相互に

③今回の広域化にかかる法改正について

市町村の消防の広域化に関する基本指針(平成18年7月12日消防庁告示第33号)(抜粋)

二 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間

市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立のため、不断に取り組んでいかなければならない課題であるが、これまでの実績を踏まえた上で、今後着実に推進するためには、当面、一定の期限を区切って広域化に取り組むことが必要である。

(1) 都道府県の推進計画の策定の期限

都道府県においては、できる限り早期に推進計画を定めることが望ましいが、遅くとも平成十九年度中には定めること。

(2) 市町村の消防の広域化の実現の期限

各広域化対象市町村においては、広域消防運営計画の作成等、広域化に向けた取組を行い、推進計画策定後五年度以内(平成二十四年度まで)を目途に広域化を実現すること。

三 推進計画に定める市町村の組合せ及び都道府県における必要な措置に関する基準

2 推進計画に定める市町村の組合せに関する基準

各都道府県は、以下の点を十分考慮した上で、推進計画において、広域化対象市町村及びその組合せを定めること。

(1) 市町村の消防の広域化の規模

一般論としては、消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されることとなり、また組織管理、財政運営等の観点からも望ましい。

その上で、現状を踏まえつつ、これからの消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等にかんがみると、管轄人口の観点から言えばおおむね三十万以上の規模を一つの目標とすることが適当である。

ただし、各市町村は、管轄面積の広狭、交通事情、島嶼部などの地理的条件、広域行政、地域の歴史、日常生活圏、人口密度及び人口減少などの人口動態等の地域の事情をそれぞれ有しているため、これらに対する十分な考慮が必要である。

(2) 配慮及び留意すべき事項

既存の消防広域化基本計画に基づいて行われた広域化の状況及び非常備市町村の常備化の必要性に配慮する必要がある。

また、市町村合併との関係について、推進計画に定める市町村の組合せは、市町村の合併の特例等に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第五十九条第一項に規定する自主的な市町村の合併の推進に関する構想により定められた市町村の組合せに十分留意する必要がある。

改正後の消防組織法による市町村消防広域化の推進スキーム

市町村の消防の広域化の理念及び定義（第31条）

- ・ 理念 市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行わなければならない。
- ・ 定義 2以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。）を共同して処理すること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託すること。

消防庁長官の定める「基本指針」（第32条） 平成18年7月12日告示

- ・ 消防本部の広域化の推進に関する基本的な事項・よるべき基準
- ・ 広域化後の消防本部の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

都道府県の定める「推進計画」（第33条） 平成19年度中に策定

- 都道府県は、広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、推進計画を策定
 - ・ 広域化対象市町村の組合せ
 - ・ 市町村の防災機関等との連携の確保

- 推進計画の策定又は変更の際には、関係市町村の意見を聴かなければならない。
- 都道府県知事は、広域化対象市町村に対し、必要な助言、調整等を行う。

広域化対象市町村の定める「広域消防運営計画」（第34条） 平成20年度～

- 広域化対象市町村は、その協議により、広域化後の消防本部の円滑な運営を確保するための計画を作成
 - ・ 消防本部の位置及び名称
 - ・ 消防団と常備消防との連携の確保
 - ・ 防災・国民保護部局と消防部局との連携の確保

- 運営計画作成のために自治法上の協議会を設ける場合には、構成員の特例を設ける。

国の援助及び地方債の配慮（第35条）

- 国は、都道府県及び市町村に対して、情報の提供その他の必要な援助を行う。
- 広域化対象市町村が推進計画の組合せに基づき広域化した場合は、地方債について特別の配慮を行う。

○平成24年度末（推進計画策定後5年以内） **消防広域化の実現**